

高規格堤防を用いた高台まちづくりをやめることを求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第105号

受理年月日 令和8年6月10日

付託年月日 令和8年6月19日

陳情者
.

陳情原文 「高規格堤防の上面を活用した高台まちづくり」については、事業の公平性、実効性及び制度運用の適切性に多くの問題があることから、「高規格堤防」を前提とすることなく、「高台まちづくり」と「高規格堤防事業」を切り離して検討することを求めます。

「高規格堤防の上面を活用した高台まちづくり」は、大規模水害時の避難場所や救出・救助活動の拠点となること、また浸水しない連続盛土によって浸水区域外へ移動できることなどが期待されるとして推進されています。

しかしながら、この事業によって整備される区域の全てが高台となるわけではありません。「高規格堤防」は河川側から幅の広い緩やかな傾斜面によって整備されるため、堤防の区域内には浸水想定区域が相当程度残ることになります。その結果、区域の土地所有者には防災上の利益に大きな格差が生じます。同じ高規格堤防の事業区域のなかでも、堤防に近い土地の所有者は、大規模水害時に家屋や家財の浸水被害を回避できる可能性があります。堤防から離れた土地の所有者は依然として浸水リスクを免れることができないことになります。同じ事業区域内で受けられる利益に大きな差が生じることは、公共事業としての公平性の観点から問題があることになります。

また、公共の公園等が河川に接した地区ではなく、既存市街地が河川に近接している場合には、避難場所となりうる高台は非常に限定されたものでしかなく、北小岩一丁目の例では、避難場所として当然整備されるべき最低限と思われる装備も見当たりません。浸水しない連続盛土は新たな堤防構築を待たずとも実現されています。

さらに、高規格堤防整備事業自体を都市計画決定することにも疑問があります。国の都市計画運用指針には、河川が震災時の避難地や避難路として機能することは記載されていますが、水害時の避難先となる高台の整備を河川事業として都市計画制度に位置付ける明確な記載は見当たりません。高規格堤防の整備推進のために都市計画制度を活用することは、本来の制度趣旨から逸脱するおそれがあります。

加えて、高規格堤防事業そのものについては、治水対策としての効率性に疑問があります。事業開始から長期間が経過しているにもかかわらず整備は限定的であり、広域的な治水安全度の向上には十分結び付いていません。高規格堤防整備には多額

(裏面に続く)

の事業費を要する一方で、近年は既存の河川区域の範囲で実現できる堤防強化技術（アーマーレビー、インプラント堤防）や地盤改良技術など、より短期間かつ低コストで実施可能な代替手法も提案されています。

気候変動による豪雨災害の激甚化が進む中、限られた財源をより効果的な治水対策に活用することが求められています。そのためには、「高規格堤防」ありきで「高台まちづくり」を進めるのではなく、「高台まちづくり」の必要性と「高規格堤防」の必要性をそれぞれ独立して検証することが不可欠です。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

「高規格堤防の上面を活用した高台まちづくり」をやめ、「高規格堤防」を含まない形で地域の防災・減災対策及びまちづくりを検討すること。